

青森県報

第四百九十号

令和四年
七月二十七日
(水曜日)

目 次

規 則

○青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(こどもみらい課) ……一

訓 令

○青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……四

告 示

○道路の区域の変更……………(道路課) ……四

公 告

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(林政課) ……四

人事委員会

○人事委員会規則一四一〇(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………(事務局) ……五

正 誤

○令和四年七月十三日号外第六十八号公告中……………(自然保護課) ……六

規 則

則

青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十号

青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(昭和三十九年十一月青森県規則第百五号)の一部を次のように改正する。

第三条第十四号、第五条及び第八条第一項中「第八条第四項」を「第八条第五項」に改める。

第二十一条第十号中「第四十七号様式」を「第四十八号様式」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号中「第四十六号様式」を「第四十七号様式」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「第四十五号様式」を「第四十六号様式」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「第四十四号様式」を「第四十五号様式」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「第四十一号様式」を「第四十二号様式」に、「第四十二号様式」を「第四十三号様式」に、「第四十三号様式」を「第四十四号様式」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 母子修学資金の貸付けにより修学をし、又は母子就学支度資金の貸付けにより入学する者が大学等修学支援を受けることとなつたとき。大学等修学支援決定届(第四十一号様式)

第二十二条中「第四十八号様式」を「第四十九号様式」に改める。

第二十三条第一項中「第四十九号様式」を「第五十号様式」に改め、同条第二項中「第五十号様式」を「第五十一号様式」に改め、同条第三項中「第五十一号様式」を「第五十二号様式」に改める。

第二十四条第一項の表第三条第五号、第十五条の見出し、第二十一条第六号の項中「第二十一条第六号」を「第二十一条第七号」に改め、同表第三条第八号、第二十一条第八号の項中「第二十一条第八号」を「第二十一条第九号」に改め、同表第三条第十四号、第八条第一項の項及び第五条の項中「第八条第四項」を「第八条第五項」に、「第三十一条の六第四項」を「第三十一条の六第五項」に改め、同表第二十条第一項の項の次に次のように加える。

第二十一条第六号	
母子修学資金	父子修学資金
母子就学支度資金	父子就学支度資金

第二十四条第一項の表第二十一条第九号の項中「第二十一条第九号」を「第二十一条第十号」に改め、同表第二十一条第十号の項中「第二十一条第十号」を「第二十一条第十一号」に改める。

第二十五条第一項の表第三条第五号、第十五条の見出し、第二十一条第六号の項中「第二十一条第六号」を「第二十一条第七号」に改め、同表第三条第八号、第二十一条第八号の項中「第二十一条第八号」を「第二十一条第九号」に改め、同表第三条第十四号、第八条第一項の項及び第五条の項中「第八条第四項」を「第八条第五項」に、「第三十七条第四項」を「第三十七条第五項」に改め、同表第二十条第一項の項の次に次のように加える。

第二十一条第六号	
母子修学資金	寡婦修学資金
母子就学支度資金	寡婦就学支度資金

第二十五条第一項の表第二十一条第九号の項中「第二十一条第九号」を「第二十一条第十号」に改め、同表第二十一条第十号の項中「第二十一条第十号」を「第二十一条第十一号」に改める。

第一号様式中「氏 名」を「氏 名」に、「取扱者氏名印」を「取扱者記名」に改める。

第二号様式中「代表者職氏名」を「代表者職氏名」に改める。

第三号様式中「福祉事務所長」を「福祉事務所長」に改める。

第六号様式中「年 1. 5パーセント」を「年 5パーセント」に改める。

第七号様式中「年 5パーセント」を「年 10パーセント」に改める。

第八号様式及び第十一号様式中「氏 名」を「氏 名」に改める。
第十五号様式中「氏 名」を「氏 名」に改め、同様式の注の1及び2中「記入し、押印する」を「記入する」に改める。

第十六号様式中「氏 名」を「氏 名」に改め、同様式の注の1及び2中「記入し、押印する」を「記入する」に改める。

第十八号様式及び第二十一号様式中

「法人にあつては、名」を「法人にあつては、名」に改める。
「称及び代表者の氏名」を「称及び代表者の氏名」に改める。

第二十三号様式中「氏 名」を「氏 名」に改める。

第二十四号様式、第二十九号様式、第三十三号様式及び第三十六号様式から第三十九号様式までの規定中

「法人にあつては、名」を「法人にあつては、名」に改める。
「称及び代表者の氏名」を「称及び代表者の氏名」に改める。

第四十号様式中「氏 名」を「氏 名」に改める。
第五十一号様式中

「法人にあつては、名」を「法人にあつては、名」に改め、同様式を第五十二号様式とする。

第五十号様式中

「法人にあつては、名」を「法人にあつては、名」に改め、同様式を第五十一号様式とする。

第四十九号様式中

「法人にあつては、名」を「法人にあつては、名」に改め、同様式を第四十八号様式中

第五十号様式とする。

第四十八号様式中

「年 1. 5パーセント」を「年 5パーセント」に改め、同様式を第四十九号様式とする。

「年 5パーセント」

第四十七号様式中「代表者氏名」を「代表者氏名」に改め、同様式を第四十八号様式とする。

第四十六号様式中「氏名」を「氏名」に改め、同様式を第四十七号様式とする。

第四十五号様式中「氏名」を「氏名」に改め、同様式を第四十六号様式とする。

第四十四号様式中「氏名」を「氏名」に改め、同様式を第四十五号様式とする。

第四十三号様式中「氏名」を「氏名」に改め、同様式を第四十四号様式とする。

第四十二号様式中「氏名」を「氏名」に改め、同様式を第四十三号様式とする。

第四十一号様式中「氏名」を「氏名」に改め、同様式を第四十二号様式とし、第四十号様式の次に次の一様式を加える。

第41号様式(第21条、第24条、第25条関係)

年 月 日

貸付区分	年度	次
資金名	資金	
貸付決定番号	第	号

青森県知事 殿

借主

住所

氏名

連帯借主(児童)

住所

氏名

大学等修学支援決定届

次のとおり大学等修学支援を受けることとなったので、青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第21条(第24条第1項(第25条第1項))において準用する同規則第21条)の規定により届け出ます。

学 資 支 給	月 額	円 (年	月 分 从 从	年	月 分 まで)
	入学金減免額	円				
授業料等減免	授業料減免額	円 (年	月 分 从 从	年	月 分 まで)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓

令

青森県訓令甲第十号

庁中一般
各出先機関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年七月二十七日

青森県知事 三村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一こともみらい課の項の第十四号の部長専決事項の欄イ中「第十一条」の下に「（第一号を除く。）」を加える。

別表第二地域県民局の地域健康福祉部長の項の次に次のように加える。

東青地域県民局 地域健康福祉部長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十一条の規定による手当の支給の停止に関すること。
---------------------	---

附則

この訓令は、公表の日から施行する。

告

示

青森県告示第四百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和四年八月二十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和四年七月二十七日

青森県知事 三村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	常海橋銀線	北津軽郡板柳町大字常海橋字平塚一・二七の四から 北津軽郡板柳町大字滝井字滝袋三四の一五まで 北津軽郡板柳町大字常海橋字稲葉三二・四から 北津軽郡板柳町大字滝井字滝袋二四八まで 北津軽郡板柳町大字常海橋字稲葉三二・四から 北津軽郡板柳町大字滝井字滝袋二四八まで	前 後	一五・〇〇メートルから 一七・〇〇メートルまで 一三・〇〇メートルから 四〇・〇〇メートルまで 一三・〇〇メートルから 四〇・〇〇メートルまで	六〇二・〇〇メートル 一、〇一七・〇〇メートル 一、〇一七・〇〇メートル	

公

告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したの

で、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年七月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等（特定役務）の名称及び数量
令和四年度青森県森林クラウドシステム構築業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県農林水産部林政課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和四年六月二十三日
- 五 契約の相手方の名称（氏名）及び住所
アジア航測株式会社青森営業所
青森市古川一丁目二の一（第二須藤ビル）
- 六 契約金額
三千六十九万円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号
- 八 契約の相手方を決定した手続
公募型プロポーザル方式により選定した契約候補者を契約の相手方としたものである。

人事委員会

人事委員会規則一四一〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月二十七日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則一四一〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四一〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表知事部局の項中

<p>七 総務学事課</p> <p>イ 総括副参事</p> <p>ロ 課長代理</p> <p>ハ グループマネージャー（法令審査に関する事務を担当するものに限る。）</p> <p>ニ 主幹（ハの事務を担当するものに限る。）</p> <p>ホ 主査（ハの事務を担当するものに限る。）</p>	<p>七 総務学事課</p> <p>イ 課長代理</p> <p>ロ グループマネージャー（法令審査に関する事務を担当するものに限る。）</p> <p>ハ 主幹（ロの事務を担当するものに限る。）</p> <p>ニ 主査（ロの事務を担当するものに限る。）</p>
--	---

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正

誤

令和四・七・二三 号外第六八号	発行年月日 番号
公告	区分
二	ページ
全	段
別図1中	行
	誤
	正
「測量法に基づき国土地理院長承認（複製）R4H86」 「本製品を複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。」	

自然保護課

(発行所・発行人)	
青森市長島一丁目一番一 号 青 森 県	
(印刷所・販売人)	
青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行	定価 小口一枚二付十五円